

鳥取縣公報

縣令

出令

昭和十五年十一月廿二日
第一千八百八十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

鳥取縣令第十九號

鳥取縣立花柳病診療所診療費及手數料徵收條例左ノ通定ム

昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣立花柳病診療所診療費及手數料徵收條例

第一條 鳥取縣立花柳病診療所ニ於テ診療ヲ受ケ又ハ診斷書其ノ他諸證書類ノ交付ヲ受ケントスル者ニ對シテハ本條例ノ定ムル所ニ依リ診療費及手數料(以下此ノ二者ヲ使用料ト稱ス)ヲ徵收ス

第二條 使用料ハ業態者ニシテ雇主抱主又ハ之ニ準ズベキ者(以下之等ヲ保護者ト總稱ス)アル者ニ在リテハ保護者ヨリ保護者ナキ業態者又ハ其ノ他ノ者ニ在リテハ本人ヨリ左ノ區分ニ依リ之ヲ徵收ス

一 常時利用スル業態者拾人以上ノ團體ニシテ知事ト業態者又ハ保護者トノ間ニ特別ノ契約ヲ締結シタル場合ハ業態者一人ニ付月額三圓五十錢トシ業態者月ノ十日以内ニ廢業シ又ハ二十一日

以後ニ就業シタル場合ニ在リテハ其ノ半額トス
 二 前號以外ノ者ニ在リテハ別表ノ額トス
 第三條 前條第一號ニ掲グル者ノ使用料ハ保護者ノ組織スル組合ノ代表者ヨリ取纏メ翌月十日迄ニ
 同第二號ニ掲グル者ノ使用料ハ其ノ都度當該診療所長ニ納付スベシ
 第四條 診療所長ハ使用料納付ノ資力ナシト認ムル者ニ對シテハ注射料ヲ除キ之ヲ減免スルコトヲ
 得

第五條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本條例ハ鳥取縣立花柳病診療所開設ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表 使用料

診察料

普通診察料

一人一回

金五十錢

治療料

價

內服藥

藥

一日分一劑ニ付

金二十錢

含嗽藥

藥

一回一劑ニ付

金二十五錢

坐藥

藥

一劑ニ付

金二十五錢

撒布藥

藥

一劑ニ付

金二十錢

塗布藥

藥

一劑ニ付

金二十錢

膏藥

藥

一劑ニ付

金二十錢

手術料 一回 金五十錢乃至一圓
 第一種 (小)
 第二種 (中)
 第三種 (大)
 一處置料 (洗滌料ヲ含ム) 一回金二十錢乃至一圓
 一注射料 一回

(-) 驅微注射

第一種

種

(一號)

金一圓五十錢

第二種

種

(二號)

金二圓

第三種

種

(三號)

金三圓

第四種

種

(四號)

金四圓

第五種

種

(五號)

金五圓

蒼鉛劑

一回

金五十錢

第一種

種

(皮下筋肉)

金一圓五十錢

第二種

種

(靜脈注射)

金一圓五十錢

水銀劑其ノ他

一回

金五十錢

第一種

種

(皮下筋肉)

金一圓五十錢

第二種

種

(靜脈注射)

金一圓

(-) 治淋其ノ他一般注射

一回

金一圓

第一種

種

(皮下筋肉)

金一圓

00947

手 數 料
第一種 (靜脈注射) 金一圓五十錢

一 檢 查 料
尿 及 分 泌 物 金五十錢
血 液 金五十錢乃至一圓

二 診 斷 書
普通 診 斷 書 一通 金五十錢
特別 診 斷 書 (雇傭契約其ノ他使用ノモノ) 一通 金三十圓

三 檢 查 成 績 書 一通 金五十錢乃至五圓

四 證 明 書 一通 金一圓

五 處 方 箋 一通 金五十錢

告 示

◆鳥取縣告示第九百八號

昭和十四年九月鳥取縣告示第五百九十二號木炭増産施設補助規程左ノ通改正ス

昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第八條 木炭ノ増産ヲ確保スル爲本規ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

00948

第二條 補助金ハ市町村、市町村組合ノ記各號ノ施設ヲ爲シタル場合又ハ市町村産業組農事

實行組合木炭増産改良組合、第一號、第三號、第五號又ハ第六號ノ施設ヲ爲シタル場合ニ交付ス

一 集合式又ハ連通式炭窯、改良炭窯、伏燒窯、特殊工業炭製造窯及瓦斯用木炭窯ノ構築

二 製炭器具購入

三 簡易運搬設備

四 簡易木炭置場設置

五 雪中製炭設備

六 製炭從業者ノ移動施設

第三條 補助金ハ左ノ標準ニ依ル

一 市町村、市町村組合ノ行フ前條第一號乃至第六號ノ施設ニ對シテハ三分ノ一以內第

五號ノ施設ニ對シテハ四分ノ一以內

二 前號ニ掲グル者以外ノ者ノ行フ前條第一號、第三號、第五號ノ施設ニ對シテハ四分ノ一以內

第六號ノ施設ニ對シテハ三分ノ一以內

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前年度三月十五日迄ニ申請書(様式第一號)ヲ知事ニ提出スベシ

第五條 補助ノ申請ヲ爲シタル者其ノ事業ヲ中止セントスルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ズベシ

第六條 事業終了シタルトキハ直ニ終了届(様式第二號)ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受クル市町村又ハ市町村組合ハ其ノ製炭施設ニ依リ生産シタル木炭ニ付知

事ニ於テ別ニ其ノ處分ノ條件ヲ定メタルトキハ之ニ從ヒ處分スベキモノトス

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 申請書又ハ關係書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 四 本規程ニ違反シタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中前年度三月十五日トアルハ昭和十五年ニ限り昭和十五年十二月二十五日トス

様式第一號

木炭増産施設補助金交付申請書

- 一 事業箇所 郡 町大字 字
- 二 事業ノ種類 規程第二條第一號(第二號)(第三號)
- 三 施設ノ種類及經費

施設名	種類	數量	單價	金額	摘要
一 炭窯構築	連通式	基	圓	圓	
計					

施設實行期限	年	月	日
二 簡易運搬施設			
作業道			
リヤカー			
計			
三 製炭器具購入			
鋸			
計			
四 簡易木炭置場			
棟			
計			
五 雪中製炭施設			
炭材種積			
坪			
計			
六 製炭夫移動施設			
戸			
人			
計			
合 計			

五 木炭生産見込數量
右實行致度候條補助金御交付相成度木炭増産施設補助規程第四條ニ依リ關係書類添付此段及申請候也

年 月 日

郡 氏 村

名 印

知 事 宛

注 意

- 一 市町村、市町村組合ノ申請書ニハ關係議會ノ議決書及豫算書ヲ添付スルコト
 - 二 産業組合其ノ他組合ノ申請書ニハ組合員實行明細書ヲ添付スルコト
- 組合員實行明細書

施 設 名	種 類	數 量	單 位	金 額	住 所 氏 名

様 第 二 號

- 一 指令年月日番號 年 月 日 號
- 二 事業種類 規程第二號第一號(第二號).....
- 三 施設ノ種類及經費

木炭増産施設 業完了届

施 設 名	種 類	數 量	單 價	金 額	備 考
一 炭 窯 構 築	連通式	基	圓	圓	
二 製炭器具購入	鋸	丁			
三 何、	計				
合 計					

四 生産數量 黒炭 貫 白炭 貫

五 完 了 年 月 日

右完了致候ニ付此段及御届候也

00953

年 月 日

郡 氏 村町

名 印

知 事 宛

注 意
一 市町村、市町村組合ノ事業ニシテ請負ニ依リ實行シタル場合ハ請負人氏名ヲ備考欄ニ記載スルコト

二 産業組合其ノ他ノ組合ノ完了届ニハ組合員實行明細書(様式第一號準用)ヲ添付スルコト

◆鳥取縣告示第九百九號

砂糖配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依リ販賣用砂糖統制機關左ノ通り指定ス

昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

鳥取砂糖小賣商業組合

米子砂糖小麥粉小賣商業組合

岩美、氣高砂糖小麥粉小賣商業組合

浦富商業組合

00954

井商業組合

郡家商業組合

船岡商業組合

河原商業組合

八東商業組合

若櫻商業組合

用ヶ瀬商業組合

智頭商業組合

元氣多砂糖小麥粉小賣商業組合

東伯東部砂糖小麥粉小賣商業組合

東伯西部砂糖小麥粉小賣商業組合

境港砂糖小麥粉小賣商業組合

西伯砂糖小麥粉小賣商業組合

日野砂糖小麥粉小賣商業組合

◆鳥取縣告示第九百十號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル麵類ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十五年四月鳥取縣告示第二百六十號並ニ昭和十五年四月鳥取縣告示第二百八十八號中麵類ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 玉 饅 飽

出來上リ六十五匁以上ノモノ 一個 實需者店先渡價格 四 錢

(イ) 本表量目未滿ノモノ、價格ハ本表價格ヲ基準トシテ重量割合ニ依リ算出シタル額ノ半額以下トス

二 飲食店ニ於ケル麵類 (調理セルモノ) 單位一杯又ハ一盛

種 別	用 量	販 賣 價 格
う ど ん (もり又ハかけ)	一杯又ハ一盛ニ使 用スル麵類ノ量目	一 〇
そ ば (もり又ハかけ)	同	一 〇

そ ぢ め ん	ひやむぎ 氷うどん	蕎 麥	九 〇 匁 同	二 〇
しのだ又ハきつね	(油揚及葱ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	六 五 匁 同	一 五
はなまき	(海苔ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	五 五 匁 同	一 五
ざるそば	(海苔ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	同 同	一 五
す あ ん	(片栗ヲカケタルモノ)	蕎 麥	同 同	一 五
かもなんばん	(鳥肉及葱ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	六 〇 匁 同	二 五
お か め	(蒲鉾ノ外湯葉、海苔、筍、椎茸、野菜其 他ノ中四種以上ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	六 〇 匁 同	二 五
あ ん かけ	(蒲鉾ノ外湯葉、海苔、筍、椎茸、野菜其 他ノ中四種以上ヲ入レ片栗ヲカケタルモノ)	蕎 麥	同 同	二 五
なべやきうどん	(種物ノ内容ハおかめニ同ジ)	蕎 麥	同 同	二 五
たまごどじ	(鶏卵一箇海苔及蒲鉾ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	同 同	二 五
肉カレーなんばん	(カレー肉及葱ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	六 〇 匁 以上	二 五
天なんばん	(海老ヲンプラ一箇及葱ヲ入レタルモノ)	蕎 麥	同 同	二 五

00957

釜揚うどん	同	同	二五
そばがき	蕎麥粉ノ量一合五勺以上ト	同	二五
天ぷらうどん又ハそば	蕎麥粉ノ量一合五勺以上ト	同	二五
(海老テンブラ二箇ヲ入レタルルモノ)	同	同	二五
支那蕎麥類	同	同	二五
支那そば	支那蕎麥	六〇勺以上	一五
(豚肉及葱ノ外筍又ハモヤシヲ入レタルモノ)	同	同	一五
チャーシューメン	同	六〇勺同	三〇
(燒豚肉一二勺以上ヲ入レタルモノ)	同	同	三〇
燒そば	同燒上リ	一五勺同	三〇
(モヤシ、葱豚肉椎茸又ハ木耳ノうま煮ヲカケタルモノ)	支那蕎麥	同	三〇
五目そば	同	六〇勺	四〇
(豚肉葱野菜ノ外加工卵蒲鉾鳥賊又ハ罐詰魚介等三種以上ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	四〇
特製五目そば	同	同	四〇
(五目そばノ種物ノ外ニ更ニ三種以上ノ魚介類ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	四〇
鳥そば	同	同	四〇
(鶏肉二〇勺以上ノ乾燥椎茸二、五勺以上ノ葱モヤシ及筍又ハ根菜)ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	四〇
海老そば	同	同	四〇
(海老ムキ上リ二〇勺以上ノ乾燥椎茸二、五勺以上ノ葱モヤシ及筍又ハ根菜)ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	四〇
蟹そば	同	同	四〇
(蟹ムキ上リ二〇勺以上ノ乾燥椎茸二、五勺以上ノ葱モヤシ及筍又ハ根菜)ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	四〇

00958

ワンメン	葱及豚肉	五〇勺以上	二五
(肉包(茹上リ)二〇勺以上ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	二五
肉もやしそば	同	六〇勺同	二五
(モヤシ葱及豚肉ノうま煮ヲカケタルモノ)	同	同	二五
ワンタン	同	同	二五
(肉包茹上リ三〇勺以上葱)	同	同	二五
燒ワンタン	同	同	二五
(肉包燒上リ二〇勺以上葱藥味甘酢調味料付)	同	同	二五

(イ) 本表價格ハ飲食店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ麵類ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ價格又ハ販賣業者ノ店先渡若ハ買主ヘ持込價格トス

(ロ) 蕎麥(支那そばヲ除ク)ノ規格ハ使用スル小麥粉ノ重量ト同量以上ノ蕎麥粉ヲ混合シ製麵シタルモノトス

(ハ) 本表ノ量目(そばがき、燒そばヲ除ク)ハ茹上シ水切セルモノ、量目トス

(ニ) 又ハ本表ニ掲グル種別ニ該當セザルモノ、價格ハ支那そば類ニ在リテハ支那そば其ノ他ノモノニ在リテハうどん(かけ又ハもり)ノ價格ニ依ルモノトス

(ホ) 本表ノ量目未滿ノモノ、販賣價格ハ本表價格ヲ基準トシ一杯又ハ一盛ニ使用スル麵類ノ量目ノ比例ニ依リ算出シタル額ノ半額ニ依ルモノトス

(ヘ) 本表價格ハ容器代ヲ含マザル價格トシ箸調味料(藥味葱及汁)代ハ之ヲ加算スルコトヲ得ザルモノトス

鳥取縣告示第九百十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ
 組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額
 ト看做ス

昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 齋 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣荒物商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荒物ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

別記ノ通

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十一月二十二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

品 種	規 格	單 位	卸 賣 價 格	小 賣 價 格	備 考
柄付 刷子	八寸い一號 三十三匁付	一本	四三〇	五二〇	廣島縣產
	八寸ろ一號 三十三匁付	同	四〇〇	四八〇	同
	八寸は一號 三十三匁付	同	三六五	四四〇	同
	八寸に一號 三十三匁付	同	三五〇	四二〇	同
	六寸い二號 二十五匁付	同	三四五	四一〇	同
	六寸ろ二號 二十五匁付	同	三二〇	三九〇	同
	六寸は二號 二十五匁付	同	二九五	三六〇	同
	六寸に二號 二十五匁付	同	二八五	三四〇	同
	五寸い三號 二十匁付	同	三一〇	三七〇	同
	五寸ろ三號 二十匁付	同	二九〇	三五〇	同
	五寸は三號 二十匁付	同	二七〇	三三〇	同
	五寸に三號 二十匁付	同	二六〇	三一〇	同
長柄 刷子	五寸 上	同	四二〇	五〇〇	大阪府產
	同 並	同	三四〇	四一〇	同
	同 上	同	四九五	五九〇	同
	同 並	同	四二〇	五〇〇	同
	同 上	同	六九〇	八三〇	同
國旗 金玉	木製 一寸五分	一個	〇六五	〇八〇	同

00962

00961

鳥取縣公報

第千八百八十五號

昭和十五年十一月廿二日

(第三種郵便物認可)

一九

同	同	染竹製丸屑	同	味噌漉半皮	壽司卷	同	同	同	同	水	同	同	飯	皮	同	同	同	同
炭籠		入								たらし			箸籠					

並	中	大	並	小	中	並	冷藏庫	口	大	中	小	同	同	鼓	並	同	大	磨	同
				形	形		用丸	長	長	長				形		形	豆		
同	並		並	上		同	同	同	同	並	小	中	大	特	並	並	特		
品	品	品	品	品	品	品				品			品	品	品	品	品	品	品

同	同	同	同	同	一個	一枚	同	同	同	同	同	同	同	一個	同	同	同	同	同
											三ッ入二組								

六	四	五	二	一	二	〇	九	一	二	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一
七	四	二	〇	八	六	九	一	七	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

八	五	六	二	三	一	二	五	八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	三	二	四	二	一	九	二	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

同 同

味	同	紙	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
漉		屑																	
漉		籠																	

小	小	大	同	大	同	大	同	小	千	千	ヒシ	ヒシ	同	同	同	同	同	同	同
形	形	形		角	長	長	長	割	筋	筋	ギ	ギ							
並	並	並		丁	丁	丁	丁	丁	丁	並	並	並	並	六	五	四	三	三	二
品	品	品		番	番	番	番	番	番	品	品	品	品	寸	寸	寸	分	分	寸

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

四	七	八	〇	一	二	一	七	九	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	〇
〇	五	六	二	八	〇	〇	三	二	〇	六	三	三	七	八	九	五	六	九	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四	九	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	一	一	一	一	一	一	五	四	四	四	二	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

同 同

大分縣産

鳥取縣公報

第千八百八十五號

昭和十五年十一月廿二日

(第三種郵便物認可)

一八

同 張木(伸子用) 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

ン
チ

ハ
タ
キ

並 上 同 木 セ ニ 竹 同 同 布 絹 絹 峯 大 同 同 同 同 文 同 同

ル
ユ
ロ
イ
ド
製
製
製

混
合
上
別
着
色
柄
付
式
式

正

化

小 並 上 一 並 中

號

同 一個 同 同 同 同 十個 同 同 同 同 一本 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二九五〇 三五〇〇 〇七七 一二一 一四三 一三五 一五五 〇七七 〇七八 一一一 一一一 一五四 一五〇 一五七 一七九 二四二 二七四 三六三 四三〇 四九五

三六〇 四二〇 〇九〇 一五〇 一七〇 一六〇 一九〇 一〇〇 一五〇 一五〇 一九〇 一五〇 三六〇 一八〇 二四〇 二七〇 三六〇 四三〇 五〇〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

洋 同 同 同 同 同 茶 女 女 裳 男 同 網 同 庫 溝 同 庫 女 同 庫 男 同 同 茶

服 掛 箸 溝 引 衣 裳 入 女 竹 同 裳 入 竹 四 目 衣 網 代 編 文 庫 同 庫 引 四 目 文 庫 竹 四 目 文 庫 竹 四 目 文 同 竹 四 目 文 同 碗 籠

K 尺 尺 尺 尺 九 同 同 並 中 大 中 大 中 大 中 大 小 中 大

式 三 二 一 寸

上 同 同 同 同 並 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 並

品

品

小 卸 同 同 同 同 小 卸 一 同 同 二 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

一打 膳 膳 二 入 組

五八五〇 四〇〇 二八〇 二二〇 一五〇 一三〇 六五二〇 四七八〇 四〇五〇 三九一〇 三二六〇 二六二〇 一四七〇 一七〇〇 一三三〇 一五一〇 三三〇 三九〇 四六〇

五九〇 〇三五 〇三〇 〇二五 七八二〇 七五四〇 四八六〇 四二〇 四六九〇 二七一〇 三一四〇 一七六〇 一〇四〇 〇六〇 〇八一〇 四〇〇 四七〇 五五〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

阪府産

兩 箸	同	同	同	同	同	同	同	紙 撚 紐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	紙 折平紐	同	同	同	同	紙 ロープ
杉	十五時	十三時	十一時半	九吋半	二吋半	一吋六分	一吋二分	八分	五分	五分	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一 等
製	同	同	同	一度	一分	一分	一分	一分	一分	一分	特一〇〇號	九〇號	一二〇號	小	大	特	レノード式	小	色	二 等	一 等	百 枚	
太三度削上				刷	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾	特	大	大	六 打	一 打	一 打	同	同	同	一 卷
(八十把)	同	同	同	一千枚	同	同	同	同	同	一貫 枚	同	同	一卷	同	同	一枚	一枚	一個	同	同	同	同	一 卷
四〇	四九	三五	二七	一九	五三	五四	五五	五八	五九	八一	六七	八七	一〇〇	一八〇	二九	〇八	〇八	〇五	〇八	八四	九五	九五	九五
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
五〇	四九	三三	三三	二七	六四	六五	六六	七八	七一	九七	八〇	一〇	一〇	二二	三五	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鳥取縣產										靜岡縣產													長野縣產

鳥取縣告示第九百二十二號

日野郡畜産組合ニ對シ上菅臨時家畜市場左ノ通開設ノ件十一月十八日附許可セリ
昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- 一 市場ノ名稱 上菅臨時家畜市場
- 二 位 置 日野郡黒坂町大字上菅字荒神石ノ上道上エ一、一八五番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場ノ日時 自昭和十五年十二月二日三日間
至昭和十五年十二月四日
- 五 取扱家畜種類 牛、馬
- 六 家畜賣買交換 停 止 區域 日野郡 黒坂町 日野上村 大宮村 石見村
- 七 家畜賣買交換 停 止 期間 開催日前後各一日間

鳥取縣告示第九百十三號

米穀並麥類移動高調査員擔當調査區域ノ變更並囑託、解囑左ノ通異動アリタリ
昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

米穀並麥類移動高調査區域變更之部

新擔當調査區域		舊擔當調査區域		調査員氏名		職務執行ノ場所	
農產物 檢査所	鳥取出張所々管區域	農產物 檢査所	下市出張所々管區域	福谷	幸太郎	農產物 檢査所	鳥取出張所
同	郡家出張所々管區域	同	八橋出張所々管區域	露木	孝一	同	郡家出張所
同	上井出張所々管區域	同	郡家出張所々管區域	山根	義治	同	上井出張所
同	八橋出張所々管區域	同	上井出張所々管區域	中井	稔	同	八橋出張所
同	下市出張所々管區域	同	米子出張所々管區域	柳田	英雄	同	下市出張所
米穀並麥類移動高調査員囑託、解囑之部							
囑託者	解囑者	調査區域	職務執行ノ場所				
長井勝美	井上清勝	農產物 檢査所	農產物 檢査所	囑託、解囑 年月日 昭和十五年十一月十六日			
山本正喜	中村善藏	米子出張所々管區域	米子出張所				
		右 同	右 同				
		農產物 檢査所	鳥取出張所				
		鳥取出張所々管區域	鳥取出張所				
				同			

鳥取縣告示第九百十四號
府縣道大立倉吉線中左ノ通其ノ道路ノ區域ヲ變更シ變更道路ハ改築シタル道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域トシテ、昭和十年四月一日ヨリ供用ヲ開ス

現 在 路 線		變 更 路 線	
但シヌルニ歸シタル道路及附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス	昭和十五年十一月二十二日	鳥取縣知事 副 見 喬 雄	
東伯郡高城村大字岡字稻荷前百五十五番地先ヨリ同字百五十四番、同百四十九番ノ二地先ヲ經テ同村大字同字同百四十九番ノ一地先ニ至ル		東伯郡高城村大字岡字稻荷前百五十五番地先ヨリ同字百五十二番ノ五地先同字百五十一番ノ一地先ヲ經テ同字同百四十九番ノ一地先ニ至ル	
鳥取縣告示第九百十五號			
府縣道大立倉吉線中左ノ通其ノ道路ノ區域ヲ變更シ變更道路ハ改築シタル道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ、昭和十四年二月十日ヨリ供用ヲ開始ス		但シ不用ニ歸シタル道路及附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス	
昭和十五年十一月二十二日		鳥取縣知事 副 見 喬 雄	
現 在 路 線		變 更 路 線	
東伯郡高城村大字上福田字村內三百二十八番ノ一地先ヨリ同字三百四十八番ノ二地先ヲ經テ同字三百四十六番地先ニ至ル		東伯郡高城村大字上福田字村內三百五十四番ノ二地先ヨリ同村大字同字同三百五十六番地先、同三百六十四番地先ヲ經テ同字三百七十六番ノ一地先ニ至ル	

現在 路 線
 東伯郡高城村大字上福田字淵ノ上五百八十三番
 ノ三地先ヨリ同村大字下福田字中島二百四十九
 番地先字上河原三百九十番ノ九地先ヲ經テ同字
 三百九十三番地先ニ至ル

變更 路 線
 東伯郡高城村大字上福田字淵ノ上五百八十三番
 ノ三地先ヨリ同村大字下福田字中島二百十五番
 ノ四地先、同字二百五十五番ノ一地先、同村字
 上河原三百九十番ノ一〇地先ヲ經テ同字三百九
 十三番地先ニ至ル

鳥取縣告示第九百十六號
 府縣道三本杉倉吉線中左ノ通其ノ道路ノ區域ヲ變更シ變更道路ハ改築シタル道路ノ地域ヲ以テ其ノ
 區域ト定メ昭和十四年二月十日ヨリ供用ヲ開始ス
 但シ不用ニ歸シタル道路及附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス
 昭和十五年十一月二十二日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

現在 路 線	東伯郡高城村大字上福田字井手領七百四十七番 ノ三地先ヨリ同村大字同字七百三十六番地先ヲ 經テ字村內三百七十八ノ番一地先ニ至ル
變更 路 線	東伯郡高城村大字上福田字井手領七百四十七番 ノ三地先ヨリ同村大字同字七百四十八番地先、 同字七百三十四番地先ヲ經テ字村內三百七十三 番ノ三地先ニ至ル

鳥取縣告示第九百十七號
 氣高郡神戶村中砂見第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十五年十一月二十二日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第九百十八號
 旅順工科大學ニ於テ昭和十六年四月入學セシムベキ旅順工科大學附屬臨時技術員養成所生徒左ノ通
 募集セラル應募希望者ハ同大學技術員養成所宛返信用封筒ニ(自己住所氏名ヲ銘記シ郵便切手參錢
 貼付ノモノ)封入ノ上照會スベシ
 昭和十五年十一月二十二日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 目的
 本養成所ハ工業技術員トシテ須要ナル實際的知識技能ヲ授ケ且國民的徳性ヲ培ヒ特ニ實踐躬
 行ノ志操ヲ養フヲ以テ目的トス

一 修業年限
 修業年限ハ一年トス

一 募集人員

機械科	二名
電氣科	二名
應用化學科	二名
鑛山科	二名

00973

一 入學資格
 中學校ヲ卒業シタルモノ及昭和十六年卒業見込ノ者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者
 一 推薦條件

- (イ) 數學、物理、化學等工科ニ關係アル學科目ニ秀デタル者
- (ロ) 身體強健ニシテ特ニ胸部疾患眼疾及色盲等無キ者
- (ハ) 思想堅實品行方正ニシテ工業技術員タラントスル信念強固ナル者

一 出願期限
 昭和十五年一月三十日當日(迄ニ本大學ニ到着ノコト)

一 出願手續

- (イ) 志願者ハ左記書類等取揃ヘ出身學校ヲ經由シ所定ノ期限迄ニ本大學ニ提出スベシ
 - (ロ) 入學志願書 (第一號書式)
 - (ハ) 身體檢查書 (第二號書式)
 - (ニ) 學業成績證明書並人物考査書 (第三號書式)
 - (イロハ) 寫眞 (手札形半身脱帽トシ最近撮影シタルモノニシテ台紙ヲ附セズ裏面ニ氏名ヲ白署スベシ)
 - (イロハ) ハ宛名記入ノ封筒ニ三錢切手ヲ添ヘ本大學技術員養成所宛請求スベシ
- 總テ當養成所入學志願ニ關シ提呈スル書類ニハ必ず封筒ニ養成所入學事務ト朱書スベシ

00974

一 學者銓衡
 書類ニ依リ銓衡ス

◆鳥取縣告示第九百十九號

昭和十六年四月入學セシムベキ官立東京盲學校師範部生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ本年十二月五日迄ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スベシ
 尙入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵便切手四錢封入同校宛申出ズベシ
 昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第九百二十號

昭和十年四月 文部省令第五號 青年學校教員資格規程第二條ニ依ル青年學校教員資格認可申請手續キ左ノ通定ム
 昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條 青年學校教員資格認可細則
 者ハ同規程第三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ具シ現在勤學校長ヲ經由シ第一號様式ニ依リ申請スベシ

- 一 最終學校卒業證明書(明治四十三年文部省令第三十二號第三號書式ニ依ル)
- 二 身元證明書(明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第五條ニ該當セザル旨ノ本籍地市町村長ノ證明書)

00975

- 三 身體検査書(明治四十一年文部省令第三十二號第七號書式ニ依ル)
- 四 寫 眞 (最近六箇月以内ニ撮影セル手札型)
- 第二條 學校長ハ前條ノ申請書ニ本人ノ性格品行平素ノ勤務狀況青年學校教員トシテノ適否等ニツキ意見書ヲ添ヘ知事ニ進達スベシ
- 第三條 資格規程第二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ現ニ青年學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ在職スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルヲ要ス
 - 一 中學校、高等女學校又ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年(高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスル者ハ三年)ノ實業學校ヲ卒業シタル者若ハ同等以上ノ資格ヲ有スル者ニシテ官公立ノ試験場、研究所、講習所等ニ於テ一年以上職業務科又ハ家庭科ニ關スル實地ノ研究ヲ有スル者ニシテ一年以上職業務科、家庭科又ハ之等ニ類スル科目ヲ擔任セル者
 - 二 高等女學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限一年以上ノ學校ニ於テ裁縫又ハ家事ノ教科ヲ修得シ一年以上家庭科又ハ之ニ類スル科目ヲ擔任セル者
 - 三 中學校、高等女學校又ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年(高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスル者ハ三年)ノ實業學校ヲ卒業シタル者若ハ同等以上ノ資格ヲ有スル者ニシテ一年以上職業務科、家庭科又ハ之等ニ類スル科目ヲ擔任セル者
 - 四 尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シ一年以上職業務科、家庭科又ハ之等ニ類スル科目ヲ擔任セル者
 - 五 昭和十三年三月鳥取縣令第五號郡市町村農會技術員資格試驗規程ニ依ル試驗ニ合格シ二年以上職業務科又ハ之ニ類スル科目ヲ擔任セル者

00976

- 第四條 前條ノ規定ニ依ルノ外他ノ府縣ニ於テ青年學校教員資格規程第二條ニ依リ認可ヲ受ケタル者、其ノ他職業務科又ハ家庭科ニ關シテ特殊ノ知識技能及經驗ヲ有シ青年學校教員トシテ適當ト認ムル者ハ前條ノ規定ニ拘ハラズ認可スルコトアルベシ
- 第五條 前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ第一條ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ具シ市町村長ヲ經由シ申請スベシ
 - 一 他ノ道府縣ニ於テ青年學校教員資格規程第二條ニ依リ認可ヲ受ケタル者ハ其ノ認可書寫
 - 二 其ノ他ニアリテハ職業務科、家庭科ニ關シテ特殊ノ知識技能及經驗ヲ有スルコトヲ證明スル書類
- 第六條 本細則ニ依リ認可シタル者ニハ第二號様式ノ認可書ヲ交付ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第一號様式

青年學校教員資格認可申請

本 籍
現 住 所
現在勤學校名及職名
(現在勤務所名及職名)

(振 假 名)
氏 名
生 年 月 日

一 何々科
私儀青年學校教員資格規程第二條ニ依リ右教授及訓練科目ニ就キ青年學校教員タルコトヲ認可相受
度所定ノ書類相添ヘ此段申請候也
年 月 日
右 氏 名 印

鳥取縣知事 宛
第二號様式 認 可 書
氏 名 印

何々科
頭書ノ教授及訓練科目ニツキ青年學校教員タルコトヲ認可ス
年 月 日
鳥取縣知事 氏 名

(職 (家) 第 (號)
鳥取縣知事 氏 名

◆鳥取縣告示第九百二十一號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ
組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額
ト看做ス
昭和十五年十一月二十二日

鳥取縣知事 副 見 番

- 一 組合ノ名稱及地區
(イ) 名 稱 鳥取縣煉炭商組合
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
地區内ニ於テ煉炭又ハ煉炭附屬品ノ販賣ヲ營ム者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
(イ) 額 (愛知縣産)

種 別	品 種	規 格	單 位	卸 賣 價 格	小 賣 價 格
朱塗夏目角型 煉炭火鉢	漆塗煉炭火鉢	二、二一	一個	一、四五	一、八九
同	漆塗二回塗煉炭火鉢	二、九二	同	二、二一	二、八七
同	本燒尺一八角型	二、六六	同	二、六六	三、七九
同	同	二、八六	同	二、六六	三、四六
同	本燒尺一夏目型	二、六〇	同	二、六〇	三、三二
同	同	四、八二	同	四、八二	六、二七
同	本燒尺五食卓用	同	同	四、三七	五、六八
同	同	B	同	同	同
同	同	A	同	同	同
同	同	B	同	同	同
同	同	A	同	同	同
同	同	B	同	同	同
同	同	A	同	同	同

地區内ニ於テ學生服布帛製品ノ卸賣ヲ營ム者
 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
 (イ) 額

種別	品種	規格	單位	卸賣價格	備考
男子學生服	黒 小學生用	ス、フ麻交織三號長	一着	六、四五〇	一號ヨリ六號迄ハ三號ヲ基 準トシテ各號毎ニ價開キ四 六號ヲ基準トシテ各號毎ニ 價開キ五十五錢トス
同	同	ス、フ裏起毛 三號半	同	四、七八〇	一號ヨリ六號迄ハ三號ヲ基 準トシテ各號毎ニ價開キ三 十錢トス
同	國防色小學生用	ス、フ裏ナシ 三號半	同	四、六二〇	同
布帛製品	幼 兒 服	ス、フ落綿 一、二〇〇號	一枚	三、七六〇	同
同	同	同	同	三、九九〇	同
同	同	同	同	三、〇〇〇號	同
同	同	同	同	四、〇二〇	同
同	同	同	同	三、五九〇	同
同	同	同	同	三、八二〇	同
同	同	同	同	三、九九〇	同
同	同	同	同	四、二〇〇	同
同	同	同	同	五、四二〇	同
同	ランニングパンツ	同	打	同	同

本表價格ハ賣主店先渡價格トス但シ學生服ハ運賃買主負擔トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十一月二十二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第九百二十三號

昭和十四年十二月鳥取縣告示第七百八十七號酒米證印米ノ販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十五年十一月二十二日

旭證印米ノ行ヲ削除ス

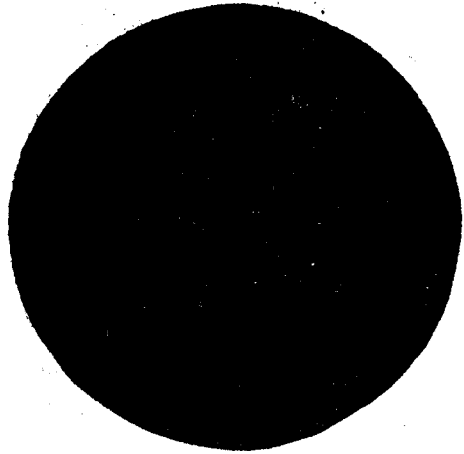
鳥取縣告示第九百二十四號

鳥取縣立花柳病診療所ノ開設セルモノ及其ノ取扱區域左ノ如シ

昭和十五年十一月二十二日

- 一名 稱 鳥取縣立鳥取診療所 副 見 喬 雄
- 一位 置 鳥取市瓦町百二十四番地ノ二
- 一名 稱 因幡部一圓
- 一名 稱 鳥取縣立米子診療所
- 一位 置 米子市花園町三十一番地
- 一名 稱 伯耆部一圓 (但シ倉吉警察署管内及境警察署管内ヲ除ク)

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙報 第八十一號

目次

- 一 紀元二千六百年式典に參列して……鳥取縣知事副見喬雄 四三頁
- 米穀の國家管理に就て(上)……………(規畫課)四五頁
- 通常縣會に於ける知事の説明演說要領……(庶務課)五〇頁
- 國民登録制に家屋大工・左官・鳶職も
新たに加はる……………(職業課)六二頁
- 砂糖の配給統制に就て……………(商工課)六三頁
- 郵便制度の一部改正……………(同)六五頁
- 米第二回豫想收穫高……………(統計課)六九頁
- 代用品愛用強調運動……………(時局課)七〇頁
- 文部省推薦レコード……………(社會教育課)七一頁

品用代・よて育てつ使

紀元二千六百年式典に參列して

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

紀元二千六百年の式典に際し、畏くも 天皇 皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ奉り、曠古の式典を舉行せらるるに當りまして、不肖參列の光榮に浴しましたことは洵に畢生の榮譽であり、恐懼感激の至りに堪へない所であります。

伏して惟るに 皇祖 皇宗肇國の 皇猷を垂れさせられ、八紘一字の宏謨を宣布し給ひ、以て天業を御經綸あらせられましてよりこのかた茲に悠久二千六百歳を迎へ、金甌無缺の國體は嚴として搖ぎなく、國運隆々として榮えつつありますことは、我等臣民たるものの歡喜極まりないところであります。

十日の式典當日は朝來非常な好天氣でありまして、天皇 皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ、近衛總理大臣の壽詞奏上があつて優渥な 勅語を賜つたのでありますが、玉音を拜聞してゐる時の感激は永く忘れがたいものであります。そのあとで近衛首相の發聲により、凡そ六萬餘の參列國民の唱和する萬歳の聲が秋空高く響き渡つた際の感激も、永久に忘れることの出来ないものであります。翌十一日の奉祝會もやはり好天氣に恵まれ、兩陛下の行幸啓を仰ぎ、奉祝會總裁御代理高松宮

殿下の壽詞、外交團代表グルー米國大使の奉祝詞奏上があり、この日も亦優渥なる勅語を賜つたのであります。次で開宴に移り、遙かに 陛下が御盃をお上げになるを拜し、まことに恐懼に絶へぬ次第でありました。又御前に設けられたきらびやかな舞臺の上で、眞紅の装束をした四人の武人により行はれた悠久の舞は、實に何とも云へぬ見事なものでありました。

引き続き陸海軍軍樂隊の奏樂、奉祝歌の齊唱等があり、高松宮殿下の御發聲で萬歳を三唱して會を閉ぢられたのであります。

今回この時局重大の折柄、最も意義深き盛奠に列しまして、只管にわが肇國の古きを憶ひ皇國の將來を思ひ、我々は一層奮勵努力致しまして大政翼贊の爲に滅私奉公の誠を輸し臣民道を實踐し、以て 皇恩の萬一に酬ひ奉る覺悟を新たにされた次第であります。

x

x

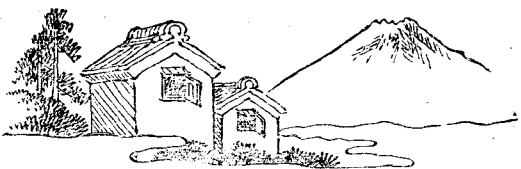
x

米穀の國家管理に就て

(上)

(一) 國家管理の必要

去る九月二十日現在の内地に於ける米の第一回豫想收穫高は六千三百十一萬九千石であつて、昨年の實收高に比べると實に五百八十八萬六千石(八分四厘)の減少であり、またこれを前五ヶ年平均實收高に比ぶれば二百三萬九千石(三分一厘)の減少となつてゐる。



また内地の米の需給關係に重要な役割をもつ朝鮮や臺灣の米作はどうかといふと、朝鮮の第一回豫想收穫高は二千九十八萬七千石であつて、昨年の大旱害に比ぶれば勿論著しい回復振りであるが、平年作に比べるとあまり良い出来とは言はれない。臺灣の方は十一月の上旬で第二

期作の豫收を調べるのであるが、これもあまり良くないやうである。それに加へて朝鮮でも臺灣でも米の消費は近年増加してゐるので、内地への移出については事變前と同様の數量を期待することは困難である。

これ等の事情を綜合して考へると、昭和十六米穀年度(今年の十一月一日から來年の十月末日まで)の米の需給關係は決して樂觀を許さない状態にある。出來秋を迎へたからといつて油斷は禁物であることは勿論、まだ一層の覺悟をしてかゝらねばならないのである。

そこで政府はかゝる事態に對應するため、米の國家管理制度を布くことになつて去る十月二十四日「米穀管理規則」を公布し、去る十一月一日からこれを施行することとなつた。

その趣旨は、今秋の作柄は決定して、もはや動かすことは出來ないが、收穫されたものだけは確實に供出され、退蔵や偏在の起らないやうにして、配給統制上必要な米の供給を源泉的に確保しようとするに在る。政府はさきに「臨時

米穀配給統制規則(八月二十日公布、九月十日施行)を制定し、米の生産者及び地主がその生産米又は小作米を販賣または販賣の委託をする場合は、すべて市町村農會の出荷統制に服させることとしたが、この規則ではどれだけ出荷するかといふことは、原則として生産者及び地主の自由に委ねられてをり、政府としては必要ある場合には右規則の第十一條の「配給に關し必要なる命令」を爲し得るほか、第九條による寄託命令、第十條による買入申込等を爲すことが出来るといふに止まつてゐた。しかしこれだけでは到底前述のやうな困難な米穀事情の下で、國全体の需給の均衡を維持することは困難なので、生産者及び地主に對してはまことに窮屈な統制ではあるが、やむを得ない對應措置としてこの米穀管理規則により全國を通ずる米の需給に不安なからしめるため、必要なだけの米の數量は管理米としてこれを確保し、國の統制の下に置くこととなつたのである。

つまり「臨時米穀配給統制規則」の定めた經

路を通つて出荷さるべき米の集荷を確保するため、即ち右規則に於ては單に「市町村農會の統制に依るべし」とのみ規定されてゐた米の集荷過程の統制方法をはつきり定めたのが今回の米穀管理規則なのである。

(二) 管理米の割當

米穀管理制度の眼目は、米穀生産者及び地主が政府の方針に従つて、その生産米又は小作米の中、自家保有米以外のものは總てこれを國家管理の下に販賣することにあるが、その割當は市町村農會が擔當するのである。

市町村農會は農業者の自治的統制團體であると同時に、最近農會法の改正(本報第五十六號參照)によつて農業に關する統制施設を爲し得る新機能を有することとなり、「臨時米穀配給統制規則」に於ても出荷統制の機關として重要な役割を擔ふものであるから、管理米の割當といふやうな仕事に當るには最も適當と考へられるただ市町村農會が無い場合、市町村農會に於て米の出荷統制を爲すことが困難な特別の事情あ

る場合は、地方長官が當該市町村を指定して、市町村に管理米の割當をさせることになつてゐる。

さて管理米の割當は「地方長官の指示する所に依り」行はれなければならない。第一の問題は割當數量をどう計算するかであるが、先づ生産者に對しては、その收穫豫想高を定め、後述の方法により算定した自家用保有米の數量と、小作人の場合はその小作米の數量を更に控除した殘額を以て管理米とするのである(右の計算には屑米を含まない)二箇市町村以上に亘り耕作してゐる生産者については、關係農會が協議の上いづれか適當な農會で取まとめて處理して差支へない。

次に地主に對しては、その地區内の土地より收受すべき小作米の數量から、後述の方法により算定した自家用保有米の數量を控除した殘額を管理米數量とするのである。二箇市町村以上に亘り小作地を有する地主については、その地主本人から自家用保有米にあてたいと思ふ小作

米を當該市町村農會に届け出ることとし、届出の無い市町村農會では自家用保有米の控除を行はない。なほ自家用保有米の控除が重複することがあつては不都合であるから、右の届出は當該地主の居住地の市町村農會を經由して爲すこととし、關係農會との連絡を圖らせるやうにしてある。

又地主でも當該道府縣に居住して居らぬ者に對しては、寧ろ生産者とは取扱を區別して然るべきものと考へられるので、自家用保有米を控除せず、全部管理米として出荷せねばならぬことになつてゐる。

管理米の數量は一應以上のやうな方法で割當てられるが、割當てに際し、このやうにして算出された數量以上のものを管理米として出荷したい申出をした者に就ては、その申出數量を以て生産者又は地主の管理米數量とするのである。そこで問題は、いよいよ自家用保有米をいかに計算するかであるが、これは次の三つの數量を合計したものを各生産者及び地主の自家用保有

米とすることゝ定められた。

(イ) 地方長官の指示する年齢別一人當り消費量を基礎とし、生産者又は地主各戸の家族の構成人員に應じて算出した一ケ年分の數量

(ロ) 右數量の百分の一に相當する數量

(ハ) 種子用數量

(イ) の年齢別一人當り消費量は、地方長官が農林大臣の定める最高標準の範圍内で、各地方の米の消費の實情及び食糧農産物の生産狀況等を參酌して決定し、それを市町村農會に指示するのである。

右の農林大臣の定める年齢別一人當消費量の最高標準數量は、各道府縣に於ける昭和十二年度、十三年度及十四年度の三ケ年の飯米消費高から算出した一消費單位當り消費高の三ケ年平均を基準とし、それに全國平均の一消費單位當り消費高及び各地方の事情を參酌して各道府縣の一消費單位當り標準消費高を定め、それから年齢別に一人當り消費高を算出したものである

地方長官はこの最高標準數量内で、他の諸條件を參酌して當該道府縣内の具体的年齢別一人當り消費量を決定せねばならない。但し生産者の勞苦に報いるといふ意味と、米作が相當激しい勞働であるといふ點から、米作に従事する十五歳以上の者については、地方の實情により男子は三割まで、女子は一割までの増額を爲すことゝなつてゐる。(こゝに消費單位とは、つまり大人一人前といふことである)

市町村農會は地方長官から指示された年齢別一人當り數量に基づいて各生産者及び地主につき、家族の構成人員に應じて各戸の一ケ年分の飯米消費數量を計算するのであるが、右の家族には同居の家族のほか、農業使用人及び家事使用人等家族に準ずる同居人を含む事にしてある

(ロ) の「右數量の百分の一に相當する數量」といふのは、從來生産者が飯用以外の自家用味噌、醬油等の製造に消費してゐた數量を約一パーセントと見込んで、これを自家用保有米の中に算入することゝしてあるのである。

(ハ) の種子用所要量は、地方長官が定める反當り所要量を基礎とし、米作反別によつて算定することゝなつてゐる。なほ以上の計算には屑米を包含しないことは前記の通りである。

次に管理米の割當の時期は何時とするか。原則として、米の收穫前地方長官の指定する期日までに決定して、それらの生産者地主に通知せねばならぬ。しかし早場米を始め、管理米數量の割當の際既に收穫を終つて、その收穫した新米を販賣し又は販賣の委託をした生産者又は地主に對しては、上述の如くに算定された管理米から右の既に販賣し又は販賣の委託をした數量を差引いた殘額を管理米數量として割當ることゝなる。なほ割當は收穫前の豫想に基づいてなされるから、實收の結果あまり相違がある場合は補正する途を講ずることゝなつてゐる。

所要の管理米を確保するために、管理米數量の割當は出来るだけ速かに終了するやう努むべきであるが、現下の米穀事情に鑑みて、割當決定前でも生産者、地主から便宜管理米の一部と

して出荷をさせ、配給上支障のないやう措置する必要がある。

市町村農會が管理米として出荷すべき數量の割當を終つたときは遲滞なく割當總數量を地方長官に届出でなければいけない。

管理米數量の割當を受けた數量以上に米を出荷することは固より差支へないが、この場合は次項に記す證印の押捺を受け、管理米として取扱ふことゝなる。

以上述べた通り、收穫豫想高の決定及び管理米數量の割當等は、市町村農會が生産者の統制機關としてこれを擔當するのであるが、その實行に當つては市町村長、産業組合長、部落組合長、穀物検査員その他米穀關係職員を以て組織する委員會を設け、その意見を聽き且つ協力を求めて、實施の圓滑適正を期することゝなつてゐる。なほ上級團體たる道府縣農會及び郡農會は、適當な方法により市町村農會の行ふ出荷統制に關し指導督勵をするのである。

通縣會に於ける 知事の説明演述要領



大政翼賛の新体制に這入つて初めて開かれる鳥取縣昭和十五年の通常縣會は去る十一月十九日午後三時二十二分開會式を行ひ、同二十七分黒田議長開會を宣して明年度縣豫算の審議に這入つた。

之より先副見知事を始め各參與員及び一同は縣社長田神社に參拜して議事の圓滿審議を祈願し、更に議事堂に於て皇居遙拜、戰歿將士並に傷病兵に對する默禱の後知事の挨拶があり、之に對し議長の答辭があつて三時二十六分閉式、同二十七分開會して直に議事録署名議員を議長

より指名推薦し、次いで參與員の報告後北白川宮永久王殿下御戰死、並に恒久王妃昌子内親王殿下御薨去に對して發した勅弔電文、又橋田文部大臣宛發した祝電を朗讀し、更に議案を配布し之を日程に追加し、之より知事の豫算に對する大體説明があつて後田中(信)議員と知事との間に米穀國家管理に付て二、三質問應答が繰返され、二十六日まで休會すること、して四時二十六分散會した。

副見知事の説明演述要領は次の通りである。光輝ある紀元二千六百年を迎へまして縣民と共に謹んで慶祝の誠を致しますと共に、事變勃發以來既に三年有半、其の間殆ど支那全土に亘り赫々たる武勳を樹てられ國威を世界に宣揚しつつありますことは申すまでもなく御稜威に依るのでありますが、それと共に第一線將兵の非常なる勇戰奮闘に依るものと存じまして滿腔の感謝の意を表する次第であります。此の時期に當りまして本縣會々議の驍頭に於て提案しました昭和十六年度豫算其他に就きまして大

體の御説明を申上げる機會を得ましたことは私の最も光榮とする所であります。

〔支那事變勃發し加ふるに歐洲に於ても第二次大戦起り、恰も世界は史上空前の深刻激烈なる大動亂の渦中に在るのであります。此の間に處して我國は大東亞の新秩序建設と云ふ未曾有の大事業の完遂に遺憾なきを期しつつ、内外相應じて國策の飛躍的進展の段階に入つて居るのであります。斯の如く大東亞共榮圈の確立と世界新秩序建設の大使命に向つて確固たる進路を決定した我國は、今や一日も速に高度國防國家体制を完成しなければならぬ重大な時機に際會して居るのであります。〕

之が爲に政治經濟教育文化等國民生活の凡ゆる領域に於て國家總力体制に更に一段の強化を加へ、萬民翼賛の國民組織の確立を見ることこそ刻下焦眉の急務であると存じます。之が運動の組織機構に就きましては既に各位に於て充分御承知の通りでありまして、縣に於ても之に對應致しまする諸種の準備を着々と進めて居る次

第であります。

國防國家總力体制下に於ける豫算と致しましては教育に勸業に又其他の諸施設に於て凡ゆる部面を國防に結び付け、發展的一体化を期さなければならぬのであります。

而して之に關する經費も當然増加を必要とするのであります。本縣の財政は本年臨時縣會の御協賛を得ました如く税制改革に依り相當額の分與税の分與を見ましたけれども大部分は税の輕減に充てましたので、縣自體の財政としては災害債償還額の累増につれ未だ全く窮乏の域を脱し得ない狀況に在るのであります。

従つて豫算編成上著しき事業計畫を樹立することが出来ないことを誠に遺憾とするのであります。之が運営に當りましては現下の体制に適應する様檢討を加へる考へであります。

斯様に考へまして編成致しました十六年度の豫算は

歳入に於きまして
經 常 部 五、五〇四、五八六圓

臨時部	三、四〇五、五三七圓
歳入總額	八、九一〇、一二三圓
歳出に於て	
經常部	四、四九〇、一五五圓
臨時部	四、四一九、九六八圓
歳出總額	八、九一〇、一二三圓

之を前年度に比較致しますと、二、一一三、三三三圓の増加であります。然し是れは大部分義務的な支出であり、市町村立小學校教員費と縣債費其他時局に緊切なる國庫補助事業等の増加でありまして災害復舊事業中昭和十六年度に繼續年度の終了するものを差引けば約二、一四七、〇〇〇圓の増加となります。従つて一般經費は多少節減を致しましたが大体に於きまして十五年度と同様であります。

歳出に於きまして増額又は減額致しました主要なるものに付て申し上げますと、先づ國民精神總動員費と國民保健に關する經費であります。現下の重大時局に直面し全國民が

協心戮力其の總力を發揮し確固たる國內の体制を確立せんが爲には、先づ隣保團結の精神を基調とする市町村住民の組織結合即ち市町村常會部落會或は町内會にあることは勿論であります。本縣に於きまして之が指導に就ては昭和十一年常會規約準則を制定し之が開催に又運用に指導を加へ來つたのであります。更に本年之に改訂を加へ一層の普及強化と既成の組織に慎重なる検討を加ふるが爲に本年九月縣參事會の議決を経て之に要する經費を計上したのであります。來年度に於きまして更に一段と徹底を期さなければなりませんので一〇、二〇〇圓を増加計上致しました。

國防國家の建設に當りまして國防力の根本が國民の資質体力を向上し旺盛なる精神力を養成することにあることは申すまでもないのであります。之が爲に本年國民体力法の公布實施を見た次第であります。國民保健衛生施設の一として、既に本年度に於きまして縣參事會の決議に依り無醫村診療所の増設及乳幼児の体力檢診を行

ひまする外、生徒兒童に對する學校衛生に關しましては昨年學校職員身体檢査規定の制定に伴ひ職員罹患者の早期發見と治療休養に萬全を期しつゝあるのであります。來年度に於きましても之等經費の繼續計上と、更に結核患者巡回指導婦の設置並に「チフテリア」豫防計畫を加へ巡回指導婦をして積極的に結核患者の住居を巡回せしめ、地方醫師と連絡協調して消毒に榮養に充分なる指導を加へまして姑息なる治療に因る病菌の散蔓を防ぎ、又貧困家庭の出生兒に對し「チフテリア」豫防接種を爲さしめ人的資源の確保に努めんとするのであります。之等施設に要する經費一二、八七五圓を計上致しました。

次に生産力擴充に就てであります。現下木炭の需給狀勢より見まして動もすれば配給上圓滑を期し難き實情にあるのであります。製炭に付きましては政府の増産計畫に策應し來年度五二、八二二圓の經費を増加計上しまして、縣營を以て増産を圖る傍ら炭竈の構築の簡易なる運搬設備、雪中の製炭設備、或は製炭夫の移動施

設等に對して増産獎勵の補助金を交付するの外短期間の實地傳習所を開設しまして新規な製炭夫の養成並に技術の指導をなし増産を期したいと存じて居ります。

木炭の需要に伴ひまして原木の需要は急激に増加したのであります。が其他近時バルブ資材杭木の需要に應じて徒に早伐過伐に流れ、加之伐採跡地の措置に對しても誠に遺憾の點が多くありまして森林の蓄積漸次減少する虞がありますので、之が資源の増殖確保の爲に之等用材の供出を獎勵する反面間伐の實地傳習施設に依つて早伐、過伐を防止し、併せて殘存木の生長を促進せしめますと共に又森林組合の設立を獎勵して其地區内森林に對する施業案の編成、更に進んで技術員の設置を獎勵して森林施業の適正を期することとし之等指導費並に助成金等二二、二四七圓を計上致しました。

山林資源の利用開發施設として林道の開設は既に昭和元年より年次延長し目下三六七軒餘の既設を見たのであります。が、來年度に於きまし

ては速急資材の開発を期し需給の調整を圖る要緊切なるものがありますので、政府の林道網擴充計畫に策應しまして専ら老齡過熟林分の開發を主とし、更に林道二六軒餘を延長開設するの外併せて木炭の貯蔵倉庫建設を奨励せんが爲に之等の經費として一三〇、〇〇〇圓を計上したのであります。

戰時食糧と軍需皮革の需要激増に對處し、因伯牛の改良増殖を圖り既に諸般の施設に依りまして萬全を期しつつありますが、事變勃發以來年を逐うて飼料の輸入は減少し、目下の供給不足と價格の騰貴とに因りまして飼育上困難の極にあるのであります。而して本年畜牛飼料の現状は御承知の通り自家生産の飼料を用ふるものは稀でありまして、概ね濃厚飼料に依ることに慣れ、自然自給飼料施設として見るべきものなく飼料作物の栽培或は之に依る飼育の實績甚だ乏しき現状に在るのであります。之に鑑みまして來年度に於て經費八、三六二圓を計上し、飼料作物採取圃を設置するの外試験牛を購入し

て經濟飼育試験を行ひ自給飼料に依る經濟飼育を誘導せんとするのであります。

漁村の經濟更生を圖り現下水産食糧の増産を期しまするには沿岸漁業の開發に俟つものが多しと申すまでもありません。縣に於きましても昭和十年度より年次漁礁の設置を奨励し來つたのであります。其の數僅でありまして未だ全般に普及せしむることが出来ないのであります。然るに一面既設の漁礁が順次濫獲荒廢するの傾向を示して來たのであります。來年度一、五〇〇圓の増加計上に依り更に助成箇所を増し之が施設の徹底を期せんとするのであります。又資材規整の強化に伴ひまして漁業用「カーバイト」の配給が愈々困難となりつつありますので、之を調整する途として之に代るべき電気集魚燈を奨励する考へてありますが、此の施設を普及せしむるに付きましては充實設備が必要であり、之を共同設置するものに對し三分の一の助成をすることとし之に要する經費三、〇〇〇圓を計上致しました。

水産製品の規格を統一し市場に於ける評價の向上を期するが爲來年度より水産製品の縣營検査を行はんとするのであります。本件に關しましては特に政府の助成もありまして近時頼に之が検査を施行する府縣の増加して參つたのであります。

本縣に於きましては僅に石花菜アナンゲに對し一部團体に於て検査を行つて居りますが、他の製品に對しては何等の施設なく製品の統制を欠き、之が爲に取引上甚敷き不利を招きつつある現状に鑑み、來年度四、三四〇圓の換算を以て検査を執行し、規格の統一を圖ると共に検査を通じて加工改良を指導の機會を作り之が成果を収めんとするのであります。

現下の農村勞力の調整は重要農林産物の増産計畫遂行上多大の影響がありますので、本年度政府の助成に依りまして縣參事會の議決を經專任職員を設置したのであります。更に來年度に於きましては之を強化し、國の勞務動員計畫に順應して時局産業への勞力送、農繁期移動班

に依る勞力の補給、農機具及畜力の利用並に農業機械移動配給に依る勞力の補充等の施設に依りまして周到なる調整方策を樹て増産を容易ならしむるため、之に要する經費を四三四、八二圓増加計上致しました。

戰時体制下に於きまして物資需給動員計畫に依り平和産業は急速に轉換すべき情勢にありますこと、凡ゆる資材が規正さること、に鑑みまして、來年度に於きましては商工獎勵館に於て施行して居ります從來の指導獎勵並各種試験の方針を改革し、専ら代用資源の利田試験と軍需及輸出入工業の振興並に中小商工業者の轉業指導に重きを置きたいと考へて居ります。其の概要は現在の陳列部を大半廢しまして之に木工業の諸設備を擴充し、又米子市に出張所を設けて木工業に對する專任技術者を駐在せしむるの外各般の技術者を派出せしめまして統制經濟下に於ける商工業の謬らざる運営と轉失業の餘儀なき者の木工技術の補導に關し誘掖指導するのであります。之に要する經費として一四、五

三二圓を増加計上致しました。

次に現下の米穀事情よりしまして米穀検査の方法を改革致したのであります。即ち同一穀物に對して二種の検査を行ふ煩雜を除去し、多數の臨時検査員を廢して優良なる少數の専任職員を以て検査を統一せしめ、敏速且堅實なる處理を爲さしむる要緊切なるものがありましたので本年十一月より之を實施致しました。之に關しましては既に本年度に於きましては縣參事會の議決を経て經費を増額致したのであります。従つて之が繼續支出として來年度二二、六二三圓を増加計上致しました。

次に各種土木繼續事業の著しき増減に就て申上げますと、昭和九年の風水害に依る耕地の復舊施設事業と荒廢林地復舊事業とは本年度を以て繼續年度が終了するのであります。來年度に於きまして豫算額が二四〇、一五圓を減ずる外米子港改良事業の本年度繰上施行に依りまして三一、二〇〇圓及大井手農業水利繼續事業年度終了に依りまして四八、二〇〇圓其他法勝寺

川改良事業費一〇〇、〇〇〇圓凶北條用排水改良事業費に於て四八、七二〇圓を夫々減じました。千代川改修費國庫納付金を二七、〇一九圓天神川改修費國庫納付金を二九、〇〇〇圓其他の繼續事業費の増額が七〇、一七〇圓であります。其の外土木費と致しましては砂利敷費を五、〇〇〇圓増加計上せる外河水統制調査費として二、五〇〇圓を計上致しました。此の經費は國運の進展文化の發達に伴ひまして水の利用は愈々増大して來たのであります。之を統制しまして經濟的に利用することは目下の急務であるところ考へられます。政府に於ても近時此種事業を奨勵しつつありましてこの施設如何に依りましては一面水害旱害を緩和することも或る程度迄可能のことでありますので、本縣に於ける基礎的調査費として計上致したのであります。

次に教育の振興に關する施設に就て説明申上げます。現下の時局に鑑みまして生産力の擴充に對處する爲昨年臨時縣會に於て鳥取工業學校建設の議決を経て目下年次計畫を以て着々設備

の完成を急いで居るのであります。時局の進展と共に生産力擴充愈々強化せらるるに伴ひ之が應急施設として臨時工業技術員を養成致し得ることは最も緊急のこととなりました。既に本年縣參事會の決議を経て鳥取工業學校に電氣科第二本科を設置し其の養成に努めて居りますが、之に要する來年度の經費として六、九五八圓を増加計上致しました。

本縣は過去相續いての災害の爲に爾來窮迫せる財政經理を續けて居るのであります。夫れが爲に久敷に亘つて中等學校の學級増加は特殊の事情なき限りしないで參つたのであります。時勢の進運に伴ひまして一般に中等教育を受けんとする希望者逐年激増の趨勢を示し、昭和十四年に於ける各種學校の收容率は中學校四割九分商業學校四割五分高等女學校六割一分農學校は五割四分でありまして殊に中學校、商業學校に於きましては其の收容可能人員は入學希望者の僅に半數にも達しない狀況であつたのであります。現下各般に亘つて人的資源の涵養を必要

とせる折柄、之が緩和を圖り一面教育の機會を均霑せしむる上に於ても各種學校とも相當の學級増加を爲す必要を痛感して居るのであります。が、前述の財政事情よりしまして全般に施す事が出來ない事を洵に遺憾とするのであります。

然し著しく收容率の低い學校と地方に於て之が緩和を圖ることは最も必要であると存じまして、曩に縣參事會の決議を経て境中學校の新設、並倉吉商業學校の縣立移管に依り之を擴充致したのであります。従つて之等繼續的に要する經費とし五三、〇四八圓を計上致しました。又以上の學校新設、移管、學級増加等に依ります繼續的臨時設備費の増減を申上げますと、工業學校建設費一〇七、五〇〇圓及日野農林學校建設費一三、三四一圓を減じまして、境中學校建設費本年度支出額八八、〇四五圓倉吉商業學校施設費其他の本年度支出額一三、二八〇圓を増加したのであります。

東亞新情勢に對應する建設工作の進展と滿支

方面在留邦人子弟の教育施設の擴充に伴ひまして其の地方に於ける初等教員の需要激増致しますると共に、縣内に於ける小學校教員の不足せる現状に鑑み男子師範學校に大陸科及講習科を設置し、滿支方面日本人小學校の教員としての特別養成と縣内の尋常小學校准教員の講習を爲す外、代用教員に對する特別講習をも併せ行ふことと致しまして此の經費を二七、八二六圓計上致しました。

國防力の根本が國民の資質體力を向上し、旺盛なる精神力を養ふことにあることは申す迄もありませんが、青少年學徒に對しまして勤勞を通じて質實剛健の氣風と強靱なる身體とを醸成し、併せて團體的訓練の徹底と資源開發生産力擴充に協力せしむる目的を以て本年度縣參事會の決議を経まして大山訓練所を設置したのであります。之が繼續經費として一二、八七一圓を計上致しました。其他の教育費と致しましては本年度より施行の市町村立小學校教員費一、七二二、一八七圓育英中學校建築費補助六、五

〇〇圓中等學校滑空訓練施設費一、三三〇圓等の計上でありまして、何れも曩に臨時縣會又は參事會に於て決議を経ましたもの、繼續支出であります。尙昭和十二年縣立に移管しました盲啞學校は順次施設の改善に努めて居りますが、未だ完備に至らないのであります。一部の附屬建物に付ては改築を爲す豫定に致して居りますが、來年度の豫算としましては一、五六八圓を計上し職員の優遇に充てる豫定であります。

青年學校教育義務制の實施に伴ひまして本縣に於きましても青年學校教育の刷新振興を圖る爲、本年度鳥取高等農業學校より青年學校教員養成所を分離獨立させまして他に校舎、塾舎、並に實習農場を設置せる外、尙來年度專任所長を置きまして學校經營と生徒訓育とに専念せしむることと致しました。來年度豫算としましては建築費が五三、〇九五圓減じまして之等經常の施設費二、五四八圓を増加計上致したのであります。戰時意識を強化し銃後活動の力を培ひ、思想

の上に生産の上に容易に國策の徹底を期しまする爲には健全なる娛樂を提供し映畫の持つ獨自な機能を利用することが必要であると存じまして、來年度に於きましては映畫教育の普及と映畫教育網の整備とを試みることに致しました。之が方策としては指導の專任者を設置し、更に町村、學校、組合、或は工場等の團體を加入者とする映畫協會を設立せしめ、各種團體協力の下に優良なる映畫の配給、貸出巡回映寫等を行はしめるのであります。其の指導と講習會開催費として一、四九五圓を計上致しました。

今回政府に於きましては町村有給吏員の療養共済施設を實施せられ、療養給付の施設に對し助成を行ふこととなりました。時局下に於て町村職員は複雑多岐の事務の處理に當り其の繁劇の度は愈々増加し來つたのであります。其の勤務と責任の重要な鑑み之が待遇改善は最も緊要であると存じますので、縣と致しまして來年度より二、〇〇〇圓を計上致しまして國庫と同額の支出を爲し共濟會員の負擔の軽減を

圖りたいと思つて居ります。

經濟統制の強化に伴ひ經濟警察事務愈々廣汎に亘ることとなりましたので、之が處理の萬全を期しまするが爲に昭和十四年十二月警部補四名巡查三十名の國費配當を受けたのであります。曩に縣參事會の議決を経て更に八名の巡查と二名の電話手とを加へ現下の事務處理に當らしめたのであります。之等の經費の外に來年度巡查俸給の昇給期を短縮したいと存じますので之に要する經費をも合はせまして四六、二〇六圓を計上致しました。

昭和九年災害に關する縣債が漸く元金の償還期に入りましたので來年度二七四、六二八圓の縣債費を増加致しました。

次に歳入の主なる點に就きまして説明申し上げます。

本年度より施行されました中央地方を通ずる税制の改革に伴ひまして縣税の改廢を行ひ之に關する賦課徴收の手續並に豫算等は本年八月臨時縣會の議決を経て夫々措置したのであります。

するが、來年度に於きましても縣稅に付ては課徵形態其他一切同様であります。之が豫算に計上致しました概要を申し上げますと、縣稅に於て一、四八四、二八六圓の増加であります。この内容は從來の所謂稅に於て一、〇二九、〇五五圓を減じ、分與稅に於て二、五一一、三四一圓増加した結果であります。稅制改革に隨伴して改正せられました諸點は臨時地方財政補給金が四一五、一六五圓を減じ、警察費下渡金が警察費の自然増加分を合はせまして九五、六〇六圓を増し義務教育費下渡金を八三四、六四七圓増加したのであります。

政府の特別の助成を受けて居りました災害に對する利子補給が補給の指令年度終了の結果一〇三、六四二圓減じました。其他國庫補給金並に寄附金は大部分事業の遂行に伴ひ増減致したものであります。

一般歳入に就きましての状況は以上の通りであります。之を歳出に對比致して見ますると約二三〇、〇〇〇圓を不足するのであります。

之が主たる原因と致しましては、歳出に於て申上げました通り昭和九年災害復舊費關係の縣債が來年度より元金償還に入る結果として縣債費に於て餘儀なき増額二七四、六二八圓歳入に於て國庫利子補給一〇三、六四二圓を減じましたのに起因するのであります。之が措置に關しましては増稅に依るか又は歳入不足整理資金として起債に求むるかにあるのであります。斯の如き財政年次計畫に依ります恒久的歳出の増加に基く歳入不足を年々起債として後年度に其債務を繰越すことは後年の縣財政を一層窮乏に導く因となるのであります。何と致しましとも増稅に依るか又は他の恒久的財源に求むるの外ないのであります。

● 翻つて今回の稅制改革が本縣財政に及ぼしたる結果を見ますと、昭和九年災害復舊關係の縣債が据置期間中現在に於て本省の特別な指示に依りまして決定せる國稅附加稅の最低率の賦課を以て收入支出相償つて居るのであります。御承知の通り從來本縣は各稅に亘りまして最高

率を以て賦課し來つたのであります。が、今回の改正に伴ひ分與稅制度の採用に依つて本年度は最低率を以て賦課することに決定したのであります。

從つて各府縣の狀況から見ましても亦稅法の制限の上から見ましても、亦來年度の財政計畫の上から見ましても此の際或る程度の増稅を行ふことは諸種の事情から考察しまして已むを得ないことと存するのであります。然しながら改正稅法の施行を見たとは申しましても目下過渡期でありますので、總ての課稅客体が或る程度迄豫想に依るものであります。從つて縣稅に於きましても亦分與稅の分與額に致しましても改正稅法を以て賦課より徵收迄終始行つて見た上でなければ確立し得ないのであります。之が確立を俟つて本年八月臨時縣會に於て申上げました通り將來の財政事情に依りましては或は幾分の増稅を行はなければならぬことゝなると存じますが、來年度當初豫算と致しましては一應臨時的措置として二三〇、〇〇〇圓を歳入不足整理資金として起債に求むることゝ

致した次第であります。

斯様に考へまして縣稅に付ては一先づ新稅又は増稅を行はざることに決定したのであります。其他授業料及手數料に就きましては法令の示す處に依りまして鹵檢定手數料を減額せる外積生産檢査手數料と因伯牛登錄檢査手數料を幾分増額致しまして畜産資源涵養の徹底を期することゝし、水産製品檢査の施行に對しまして之が檢査手數料條例を設定したのであります。

次に特別會計に就て一、二申上げます。

中等學校改築費會計に於きまして來年度主たる事業は鳥取高等女學校の雨天體操場の改築であります。總經費三八、六〇〇圓を要するのであります。他に何等の財源がありませんので之を二年度に分割施行することゝ致しました。

因伯牛の改良發展を期し、併せて有畜農業促進の一助と致しまして昭和十一年度に於て專業農家に對し畜牛購入資金轉貸の目的を以て一〇〇、〇〇〇圓の起債を爲し、基礎牝牛の飼育を奨勵致しまして理想の効果を收めたのであります。

すが、現下の需要激増に對處し第二次の施設と致しまして第一次と同一の方法を以て來年度一五〇、〇〇〇圓を融通すること、致したいと思ふのであります。之に關する收支の一切は第二次畜産増殖事業費として更に特別會計を設定し經理致したいと存じます。

× × × × ×



國民登録制に家屋大工 左官、鳶職も 新に加はる

「國民登録制」に付ては本報に屢々記した如く、事變の進展に備へる勞務動員準備のため昭和十四年一月二十日から百三十四職種に付て日本最初の國民登録が行はれたのでありましたが

厚生省では更に去る十一月十三日告示第三百五十四號を以て

- 一 家屋建築に於ける大工作業に従事するを業とする者
- 二 セメント塗、モルタル塗又は漆喰塗等の作業に従事するを業とする者
- 三 足場架又は鐵骨組立其の他高所に於ける取付工事等の鳶仕事に従事するを業とする者

即ち家屋大工、左官、鳶職の三職種を追加指定して其の範圍を擴大せられました。

之は時局の進展に伴ひ國家總動員業務を遂行するのに必要な建築關係の職業人に對する國民徵用の準備としてなされたものでありまして、之等の入達は「いざ」と云ふ場合に國家の御召に應じて銃後の建築關係戰士となつて活躍することになる譯であります。

之等の三職業人は何れも其の職業に三ヶ月以上従事してゐる者、及び其の職業を一年以上経験し、其の職を止めてから五年を経過しない者で年齢滿十六歳以上五十歳未滿の男子である限

り必ず指定期日までに申告して登録せられねばならぬのです。

従つて該當者は本十一月二十一日から来る十二月四日までの間に、其の後に該當する者は該當してから十四日以内に所轄職業紹介所に申告しなければなりません。申告票は最寄の職業紹介所或は市町村役場にありますから、直接出向いて貰ふか又はお申出になれば送つて貰へます。

尙ほ此の法令には罰則がありませんから、右該當者は洩れなく申告せられることの注意が肝要であります。

砂糖の配給

統制に就て



砂糖の配給統制については政府は曩に六大都

市に自治的切符制を實施せしめてゐるのであるが、これに法的根據を興へると共に更に小賣業者までの配給割當を行ひ、全面的配給統制を實施するため、十月四日付商工省令第七十九號を以て砂糖配給統制規則を公布し、同月十五日より施行(切符制に關する規定は十一月一日より施行)してゐるのであるが、その大要は左の如くである。

一 配給機構

共販機關、元賣機關、卸賣機關及び小賣業者(産業組合を含む)とする。

二 配給徑路

(1) 砂糖の製造業者、輸入業者または移入業者は自己の製造し又は輸入した砂糖を共販機關に販賣する。

(2) 共販機關は砂糖の販賣先別、種類別、販賣數量について商工大臣の指定したる配給機關に販賣する。元賣機關は商工大臣の定めた砂糖の販賣先別、種類別數量に従つて卸賣機關に販賣し、又業者用砂糖購入票と引換に加工業者に

販賣する。

(3) 卸賣機關(道府縣單位)は販賣用砂糖購入票又は業務用砂糖購入票と引替に小賣業者又は加工業者(業務用砂糖を使用する者を含む)に販賣する。但し切符制施行地に於ては卸賣機關は小賣業者の提出する使用済の家庭用砂糖回数購入券と引替に販賣する。

(4) 小賣業者は業務用砂糖購入票を引替に販賣する外一回六百グラム(一斤)以内の砂糖を小賣する。なほ商工大臣の指定した地域(切符制施行地域)に於ては小賣業者は業務用砂糖購入票又は家庭用砂糖購入票と引替に販賣する。

三 切符制

(1) 加工業者は原則として業務用砂糖購入票と引替でなければ砂糖を購入することは出来ない。業務用砂糖購入票は商工大臣又は地方長官もしくは地方長官の指定した統制機關に於て發行する。

(2) 小賣業者は原則として販賣用砂糖購入票と引替でなければ砂糖を購入することが出来ない

い。但し切符制施行地の小賣業者は使用済の家庭用砂糖購入票と引替に家庭用砂糖を購入する販賣用砂糖購入票は地方長官又は地方長官の指定した統制機關に於て發行する。

(3) 切符制施行地に於ける一般家庭は家庭用砂糖回数購入券と引替に砂糖を購入する。家庭用砂糖回数購入券は切符制施行地の市町村長これを發行し、町内會、部落會、隣組等を經て家庭に交付する。

商工省令による砂糖の配給統制は大要以上の如くであるが、これに伴つて本縣では去る十一月五日付鳥取縣令第六十六號を以て砂糖配給統制規則施行細則を定め即日施行した。

右によると省令による卸賣機關の販賣用砂糖購入票又は業務用砂糖購入票と引替に砂糖の譲渡を受ける場合(第四條)で特に地方長官の許可を得て除外せられてゐるものに

- 一 軍用品を譲渡する時
- 二 其他特別の事情ある時

が定められ、又小賣業者または業務上砂糖を使

用する者が購入票と引替に砂糖の譲渡を受ける場合、(第五條)地方長官の許可によつて特に除外せられるものに

- 一 共同購入を爲すとき

二 官廳用品、軍用品、學校用品、公共團體又は特別の事由に依り家庭用若は業務用以外に砂糖を使用せんとする者の用に供する砂糖を譲受けるとき

が定められてゐるし、又右省令により地方長官の許可或は指定を受ける爲の申請書様式が第一號様式より第九號様式まで定められてゐる。

なほ家庭用砂糖の配給に關してその統制要綱の一部が改正せられ、從來市町村長が割當數量の範圍内に於て、世帯別配給數量を決定する場合、學校工場病院等の賄用を含めて居たのであるが、これ等のものは今後、業務上砂糖を使用する者として別に指定申請をすることとなつたので、市町村長の割當範圍から除くこととなつた。



郵便制度の一部改正

事變以來郵便の増加は誠に驚くべきものがあつて、軍事郵便や時局關係通信の躍進は當然の成行ではあるが、一面には旺盛な國民消費生活の反映も見のがすことの出来ぬ情勢にある。然るに一方には、名譽の應召や野戰郵便局への從軍や時局産業への轉出等のため、多數の熟練従業員を失ひ、他方には遞送集配用ガンリンその他事業用物資の調達難を來してゐる等、取扱上の困難は日を逐うて深刻化しつつある實狀で、このまま推移する時は時局關係重要通信の疏通に重大な支障を來す虞さへあるに至つたことは誠に遺憾である。

そこで已むを得ず國民各位の郵便利用についてある程度の制限統制を加へ、この難局を克服し、時局下郵便事業の使命を完遂する必要に迫られたのであつて、これがため郵便制度の一部

に次のやうな改正を加へ、去る十一月十六日から實施せられたのである。

△改正された點

一 小包郵便

イ 配給統制の趣旨に反するやうな物の郵送を禁止し得る建前を取つたこと。

差當りは米と木炭が小包取扱禁止品として指定されてゐるが、今後の模様によつては更に追加されるものも出来るわけである。但し小包郵便で送る外にこれを手入することの出来ない所では、便宜その取扱を認める場合もある。

ロ 小包郵便物の表面には内容品を表記すべき建前を取つたこと。

内容品名は單に「織物」とか「雜貨」とかいつたやうな名稱を用ひず、「スコッチ製子供服」とか「驚甲製櫛」とかいつたやうに具体的な名稱を書かねばならぬ。

ハ 市内小包といふ特別の料金制度を廢止したこと。

ニ 重量四キログラム以上のもの、及び各邊

の長さ五十センチを越ゆるものの取扱を廢止したこと。

これは軍事小包郵便は滿州と支那に宛てる外國小包郵便についても同様である。なほ長物については幅、厚さ各二十センチ以内のものはメートルまでは認められる。

二 市内郵便

市内小包の廢止と同様、通常郵便についてもまた、市内郵便といふ特別料金の取扱が廢止された。

三 集金郵便、振替集金、代金引替郵便

何れも一時取扱を中止された。これは滿州や支那に宛てるものも同様であつて、今後は一般の送金方法によつて取引しなければならぬ。

四 内容證明郵便

一、二等郵便局と、集配三等郵便局に限つて引受けることとし、無集配三等郵便局や郵便取扱所では引受けをしないことになつた。

五 外國郵便締切豫告

一時その取扱を停止したので、今後は官報や

新聞に掲載してあるのを見落さぬやう注意せねばならぬ。

六 滿洲國宛銀金別納

これも一時取扱中止となつたので、名宛國で課せられる關稅等を差出人が負擔することが出来なくなつたわけである。

七 速達、航空郵便、別配達

イ 小包郵便物の速達扱または別配達扱を廢止したこと。

ロ 夜間配達時間を、郵便區市内地は九時迄市外地は八時迄に制限したこと。

右の時間後に配達局に到着したものは、陸海軍の召集令狀呼令狀、又は醫療關係のものであつて「時間外配達」の指定あるものに限つて配達し、その他のものは夏分は朝六時、冬分は朝七時から配達を開始する。尤も期間や地域を限つて夜間配達時刻が更に繰上げられる場合もある。

ハ 速達配達の際受取人から返信を引受くることを廢止したこと。

「要返信」といふいはゆる返信引受速達がなくなつたわけである。

ニ 配達郵便局を指定することを廢止したこと。

速達や別配達と雖も總て一般郵便の配達受持局以外の局からは配達しないことになつた。

ホ 窓口引受に限定したこと。

速達や航空郵便はすべて窓口引受に改められたので、今後はポストへの差入は出来なくなつたわけである。

受取人から配達局に對して請求する書留又は價格表記郵便物の速達又は別配達扱を廢止したこと。

速達郵便については、配達人の臨時備上げに非常に苦心を拂つてゐるので、郵便區市外地宛の速達利用については特に速達の必要に迫られた通信に限るやう一般に自省せられたいものである。

△希望事項

なほ左の事項は、平素當局から各位に要望し

てゐることであるが、時局下郵便業務の實情に鑑み、この際特に理解ある協力をお願いする。

一 門標掲出の勵行

門標は一見して見易い所に出し、これには是非とも町名番地及び同居者の氏名も並べて出すこと。

二 郵便受函の設置

早朝とか夜間の配達には是非とも必要なので、いづれの家でも必ず設備を望む。

三 轉居届の勵行と郵便肩書の詳記

一通の手紙が四五枚の附箋をつけて歩き廻ることや、宛名の住所書が不十分で郵便物が局でまごつくことのないやうに、轉居の際は早く最寄の郵便局へ通知し、また郵便物の名宛は府縣市町村・字番地まで、同居者の場合は何某方といふ肩書までも正確に且つ楷書體で書くこと。

四 多數郵便差出者の郵便局との事前打合勵行
一時に多數の郵便物を差出す向は、豫め差出郵便局との差出日時を打合せ、相互に手順よく取運ぶことにつとめ、特に新聞雜誌や小包を

多數差出す者は是非これを勵行せられたい。

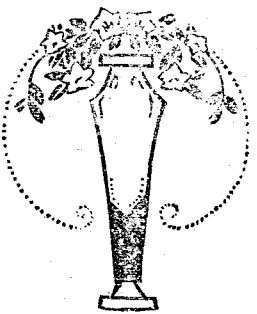
五 小包郵便物の完全包装

包み紙などの不足からでもあらうが、最近荷造が非常に粗雑になつて、取扱中に破損する危険が多い。この點充分注意して出来るだけ丈夫な包装荷造をせられたい。なほ宛名は小包自体に書くだけでは不十分であつて、別に適當な荷札を丈夫に結び附けて雙方の住所氏名を書いて置くことが肝要である。

以上のやうなことは些細なことやうであるが、その實郵便にとつては極めて重要なことであるから、隣組などの協力によつてよく徹底するやう當局では希望してゐる。

() () ()

米 第二回
豫 想 收 穫 高



鳥取縣に於ける本年十月末日現在の米第二回豫想收穫高は七十萬四千九百二十石であつて、九月二十日現在に於ける第一回豫想收穫高に比すれば三萬百八十石(四分一厘)の減少を示した。

蓋し第一回豫想收穫高調査後に於ける天候は大体に於て順調であつたが、局部的に穂首稻熟病等の發生を見たのと、一面晩稻の開花期に降雨が多かつたために稔實が不良となり、被害は登熟期に進むに従つて漸次悪影響を及ぼせるもの少くなかつたので前記の如き收穫豫想を示すに至つたものである。

而して之を前年の實收高に較べると一萬一千

九百三十石(一分七厘)を減少し、前五ヶ年平均實收高に較べると六千三百九十二石(九厘)を増加することになる。

尙ほ最近五ヶ年間に於ける實收高と本年豫想收穫高(郡市別)を示すと次の如くである。

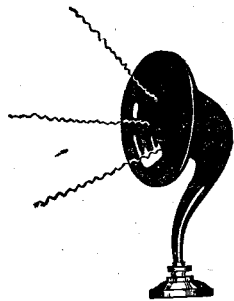
△最近五ヶ年間實收高

昭和十年	六二一、三五五石
同 十一年	七二一、九八〇
同 十二年	六九六、四五四
同 十三年	七三六、〇〇八
同 十四年	七一六、八五〇
自十四年五ヶ年間平均	六九八、五二九
本年第一回豫想收穫高	七三五、一〇〇
本年第二回同	七〇五、九二〇

△本年郡市別豫想收穫高

郡市別	豫 想		増 減	
	收 穫 高	第一回豫想高ニ比シ	前年實收高ニ比シ	前五ヶ年平均實收高ニ比シ
總 數	七〇、九〇〇石	△三〇、一八〇石	△二、九三〇石	六、三九二石

鳥取市	一七、九九〇△	九〇〇	三六四	五六〇
米子市	一六、一四〇△	四〇〇△	一、九九四△	四九五
岩美郡	七〇、五〇〇△	三、五〇〇	一、三三五	三、〇九〇
八頭郡	九一、一五〇△	四、一八〇△	七、七六八	三、四三〇
氣高郡	八九、四五〇△	五、〇〇〇△	二、五五六△	五三二
東伯郡	一四、五二〇△	七、九七〇△	三、三九九△	一、四七七
西伯郡	一四、九六〇△	四、九〇〇	一九、一四六	六、八二〇
日野郡	七二、二〇〇△	三、九〇〇△	七、〇八八△	四、七五五



代用品愛用

強調運動

時局益々重大性を加へつゝある折柄、重要物資の統制強化に伴つて之に代るべき代用品愛用を強調し、國民生活に之が愛用の思想を浸潤せしめて其の徹底を期するは刻下の急務である。依つて今回商工省主催第三回代用品工業振興

展覽會が開催せられるのを契機とし、本縣でも「代用品愛用強調運動」を次の要項に依つて展開することとなつた。

一期 日

十一月二十六日より十二月二日まで七日間

二 實施事項

(一) 縣の實施事項

- イ 代用品愛用獎勵ポスター並にピラを作成配布すること
- ロ 鳥取放送局に依頼して代用品愛用宣傳のラヂオ放送を行ふこと
- ハ 劇場、映画館、百貨店等の内部スピーカーを利用して代用品愛用の場内放送を行はしめ、併せて代用品展覽會の紹介を行ふこと
- ニ 鳥取市内丸由百貨店に於て優秀代用品の陳列展覽會を開催すること。
- ホ 賣場店員佩用の代用品愛用に關する徽章を作成配布すること
- コ 市町村の實施事項

イ 市町村、部落會、町内會、隣組等は常會

- 回覽板等に依つて代用品愛用を強調し、併せて代用品展覽會の紹介を行ふこと
- ロ 期間中一般家庭に於ては毎日一食代用品とするやう獎勵すること

(三) 學校に於ける實施事項

- イ 各中等學校、小學校に於ては期間中適宜代用品愛用に關する訓話を行ふこと
- ロ 學校内に於て家庭又は生徒兒童の製作になる代用品の展覽を行ひ代用品愛用を強調すること

(四) 百貨店、商店の實施事項

- イ 優秀代用品の陳列展示を行ひ、代用品愛用を強調した店内裝飾を行ふこと。但し此の場合華美は廢すること
- ロ 賣場店員をして期間中一定の徽章を佩用せしめ代用品の説明、宣傳に當らしめること

ハ 期間中日本商工會議所選定優良代用品の宣傳を行ふこと

(五) 食堂、飲食店、カフェー等接客營業者の

實施事項

- 期間中店内に於て代用品の普及獎勵に關し適宜の方法を講ずること
- (六) 商工會議所、商工會の實施事項
前記各項の實施に當り積極的に指導援助をなすこと



文部省
推薦レコード

五號 歌曲興亞行進曲

吹奏樂行進曲興亞
今澤ふき子作詞 福井文彦作曲

福井文彦作曲 橋本國彦編曲

波岡惣一郎外數名 演奏ピクチャー一枚
陸軍々々樂隊 A四一一

六號 同 伊藤久男外數名 演奏
海軍々々樂隊

コロムビア一〇〇一〇〇一枚

七號 同 永田絃次郎外數名 演奏
陸軍々々樂隊

